

元禄五歳江戸一卷覚書 : 福岡藩鷹匠の江戸勤番日記

岩淵, 令治
学習院女子大学国際文化交流学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1807794>

出版情報 : 鷹・鷹場・環境研究. 1, pp.84-94, 2017-03-25. 九州大学基幹教育院
バージョン :
権利関係 :

史料紹介 元禄五歳江戸一巻覚書

福岡藩鷹匠の江戸勤番日記

岩淵 令治

IWABUCHI, Reiji

一 解題

1 史料の概要

本史料は、福岡藩鷹匠広羽家文書中の計六丁の横帳（広羽家文書四三福岡市博物館所蔵）で、表紙には「元禄五歳江戸一巻覚書」の表題が記される。中心部分に虫損部があるため、一部不読部分がある。記載期間は元禄五（一六九二）年一月九日から九月二六日までで、内容は、福岡から江戸への移動と江戸での勤番生活の記録となっている。執筆者は記されていないが、おそらく広羽家の者と考えられる。

広羽家の福岡藩士としてのスタートは、慶長六（一六〇一）年三月に広羽平右衛門が一五〇石で鷹匠頭として召し出されたことによる。その子清八は病死し、幼少だった清八の子八四郎は知行召し上げのうえ、一三石四人扶持を与えられて黒田忠之の側に仕え、成長の後、鷹方を勤めることとなった¹。八四郎には嫡子八右衛門と小右衛門の二人の男子がおり、小右衛門は黒田光之に仕えたのち享保一八（一七三五）年に家督を譲っている²。史料中には、著者が行動を共にした姓を付さない「小右衛門」が頻出する。八四郎・八右衛門の没年は不明であるが、小右衛門が家督を継ぐ前で八四郎かもしくは八右衛門が同行したとみて、二人のうちどちらかが作成者だったと推測しておきたい。

作成者は、一月九日に福岡を発ち、青柳において前福岡藩主で十日に福岡を発った隠居の黒田光之を待つて江戸に供奉した³。黒崎から一羽丸に乗船し、大坂に上陸、京都・伏見を経て、草津・坂ノ下・石薬師・桑名に宿泊して陸路東海道を進み、桑名から船で熱田に渡ったのち、ふたたび鳴海・御油・荒江（新居の旧称）・袋井・藤枝・江尻・吉原・沼津・箱根・小田原・藤沢・川崎に宿泊して、二月一日に江戸に到着した。途中、光之より先行して進む日もみられるが、光之が腫物を患って進むのが滞ったのか、あるいは先方を務めたということなのかは不明である。

二月一日以降は、江戸での記述となっている。当時の福岡藩の江戸屋敷は外桜田霞ヶ関上屋敷のほか、赤坂溜池中屋敷、白金今里村下屋敷、所在不明の寛文四年拝領の下屋敷であった⁴。このうち下屋敷（四月一日）は訪問先として記述されているため、作成者は、外桜田霞ヶ関上屋敷か赤坂溜池中屋敷に滞在したと推測される⁵。

なお、光之は九月二九日に江戸を発っている。日記の記述は二六日で終わっており、光之に供奉して帰国した可能性が考えられる。

以下、鷹匠としての活動と、江戸勤番全般について項を分け、注目される点を紹介していきたい。

2 鷹匠としての活動と江戸

本史料は、生類憐れみの令に伴う元禄六年九月の將軍家鷹場の廃止と新島での鷹の解放、同九年の鷹匠や鳥見の廃止といった一連の鷹狩制度廃止政策の直前の江戸の状況を示すものとして貴重である。よって、まず鷹匠としての活動がうかがえる記事をみていきたい。

まず事情は不明だが、江戸に向かう途中の黒崎で、「金大夫方之赤座鶴（ハイタカ）」を「文五郎」より武大夫と小右衛門が受け取っている（一月一五日）。その後、金大夫も袋井で合流した（二月一日）。したがって、作成者ほか、この三名も福岡藩の鷹匠として共に江戸に出府したことがうかがわれる。武大夫は、一月二二日にみえる徳永武大夫と同一人物の可能性があろう。また前年一〇月から先詰の矢成文大夫・文左衛門が「若大鷹・兄若鷹」を連れて帰国の途についていることから彼らも鷹匠であり（二月二五日）、作成者らは彼らと勤務を交代したと推測される。「御代々 御鷹方の覚」（前掲広羽家文書二九）。所収の「光之様 御代御鷹方」によれば、金大夫は「部屋住式百石 同（根本）金太夫 御鷹匠五人御預ケ」、帰国した文左衛門は「三拾石六人扶持 御鷹医師 周防文左衛門 安芸広嶋方来ル、被召抱」が該当すると思われる。

作成者らが扱っていた鷹については、まず当初から「玉簾」を連れていく（正月十日）。また、「金大夫方之赤座鶴」があげられるが、江戸へ向かう途中の鳴海（現愛知県）で応接に来た尾張藩付家老の成瀬隼人正（正親）に見せた後は（二月一日）、記事にあらわれない。一方、三月一日には、江戸を発った文左衛門から小田原より「病氣」の連絡を受け、作成者と武大夫が受け取って江戸に連れ戻っている。同月五日に「兄父見分」とあることから、矢成文大夫・文左衛門が連れ帰る予定であった「兄大鷹」が病気になったため治療したと推測される。また、秋田藩主（「佐竹右京」）からの接客で武大夫・小右衛門が「兄鶴」を見せ（九月二四日）、

「とや」（鳥屋）より「若」を出して据えているが（九月一四日）、詳細は不明である。

このほか、「餌作真板巻つ」（三月二四日）や「杉指板二枚」（四月八日）の受取、「鶉」（四月三日）・「鷹餌鳥」（九月一日）の購入や代金支払いの記事が見られ、後者については鷹餌を調達する人物である「田尻武兵衛」が存在していたことが知られる。のちの幕府の御鷹餌取請負人のような商人や幕府の餌差などさまざまな可能性が考えられるが、少なくとも福岡藩が鷹餌を購入していたことが指摘できよう。ただし、鷹の訓練や育成、狩に関する具体的な記載はみられない。ここでは、幕府鷹匠との交流に注目したい。

まず、江戸到着から十日後の二月二一日に、先に江戸に来ていた鷹匠の文太夫とともに、「小石川」を訪れ、二三日には武大夫と再訪している。当時幕府の鷹匠が集住していたのが、この小石川と小日向地域であった（図1・後掲図2）。まず「慶長図」においては北の丸地域に鷹匠頭と御鷹部屋の記事があり、堀を隔てた元鷹匠町（のち小川町と改称）にも御鷹師の集住が確認できることから、元和二（一六一六）年の神田川開削以前は低湿地で鷹の育成に適した環境だったと考えられる。ついで、寛永二一（一六四四）年に新たに鷹匠町が開発されるが、「寛永江戸全図」（臼杵市教育委員会所蔵）に記載された元鷹匠町のさらに北にあたる小石川の「新鷹匠町」が該当すると思われる。また、水戸藩小石川屋敷の北には「餌指町」が存在し、同心が集住していた（「明暦江戸大絵図」（三井文庫所蔵）。「御府内往還其外沿革図書」によって、延宝年間における小石川・小日向・牛込地域への鷹匠の集住の詳細が確認できる（後掲図2）。本史料には詳細な行き先は記されていないが、おそらく引き継ぎを兼ねて、前任者が広羽らを幕府鷹匠へ紹介したものと考えられる。ちなみに、その後享保年間の鷹場再興では、さらに郊外の千駄ヶ谷・雑司ヶ

図1 元禄期の江戸と本史料関係地・鷹匠集住地の変遷
 (「江戸図鑑綱目 坤」元禄2<1689>年刊 石川流宣作 相模屋太兵衛板 国立国会図書館所蔵)に加筆

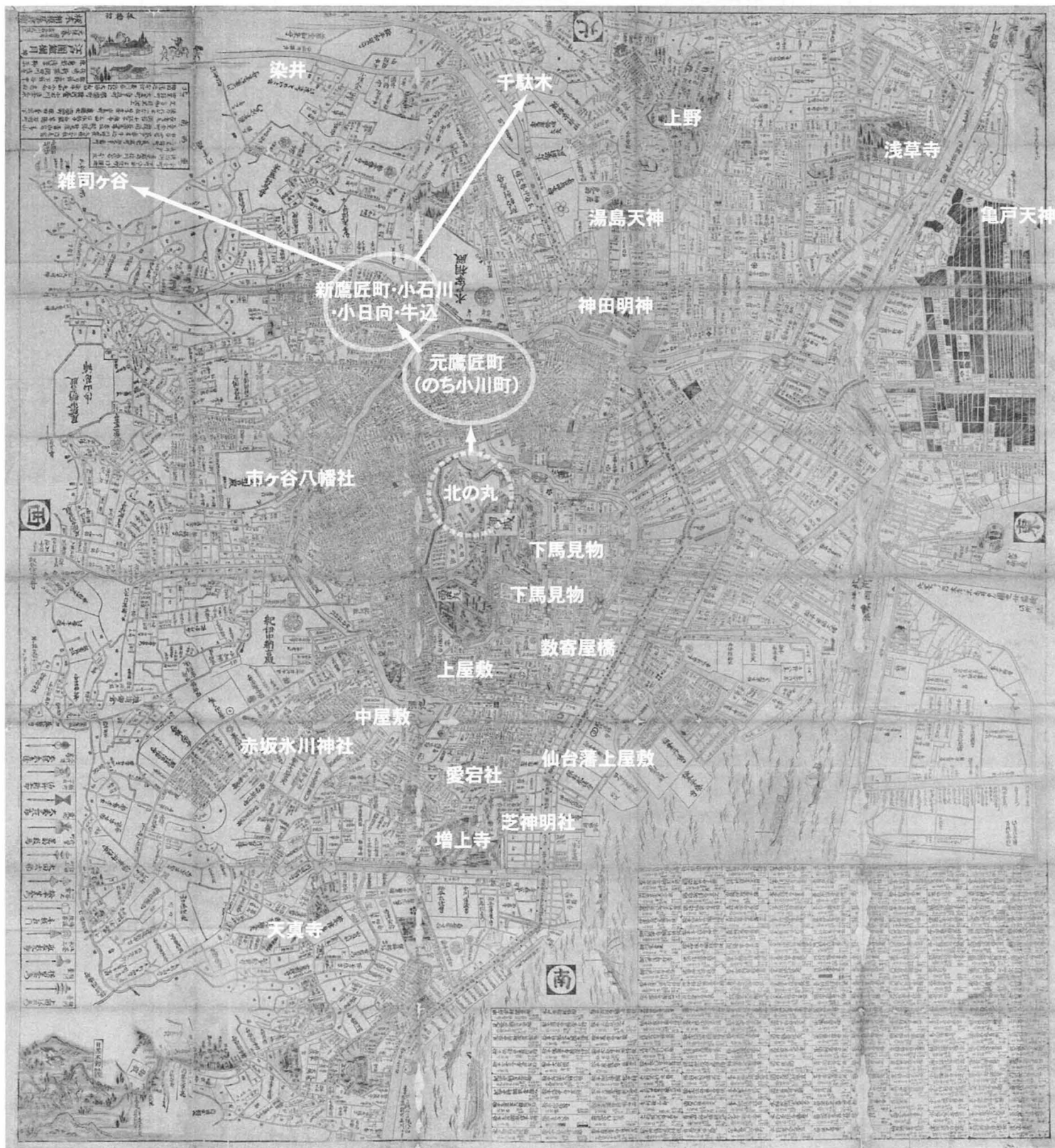
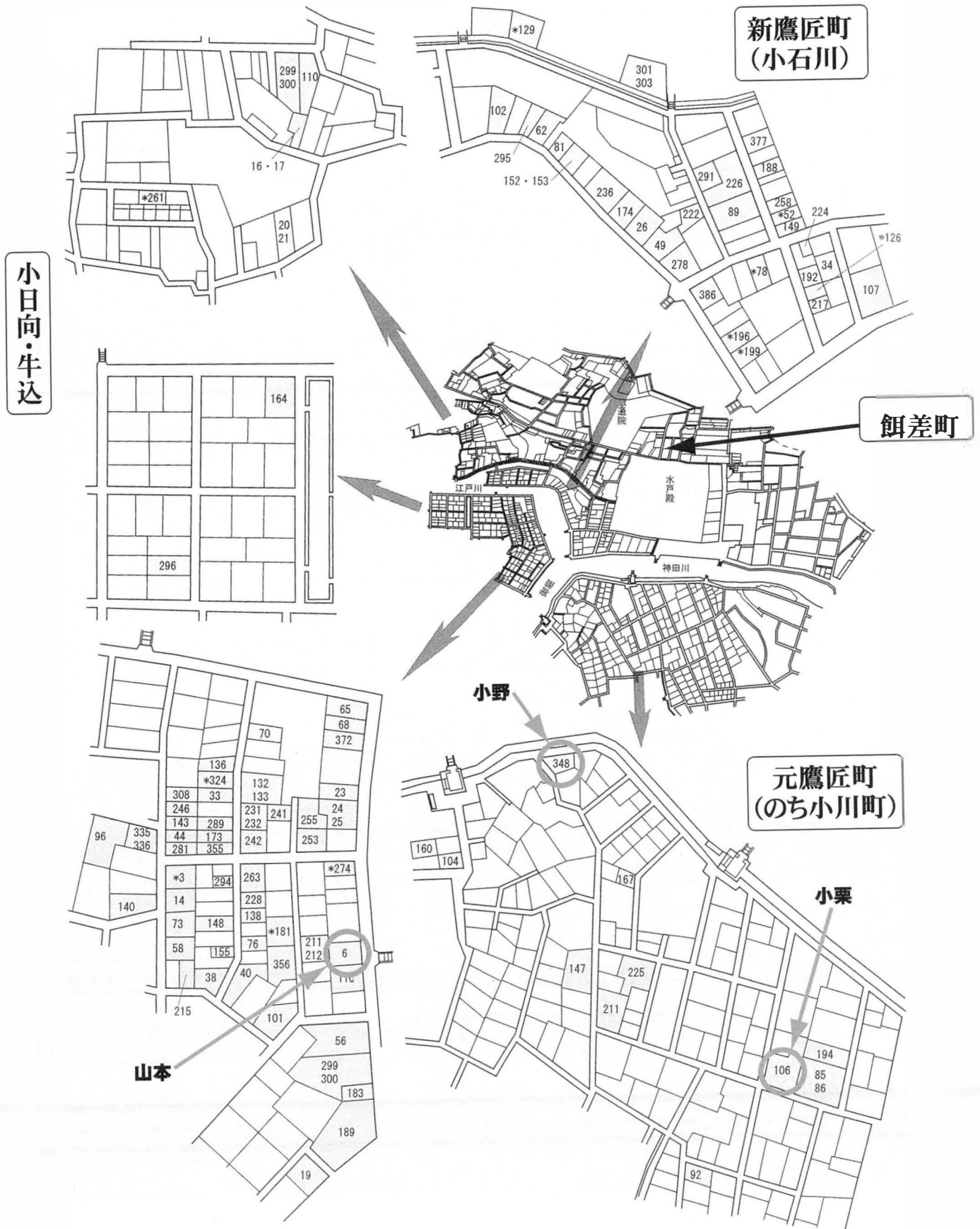


図2 元禄期の元鷹匠町・小石川・小日向・牛込地域
 (岩淵「17世紀前半の低地開発と拝領者」『文京区後楽二丁目南遺跡』〈東京都埋蔵文化財センター、2010年〉より加筆転載)



註1) 番号があるのが鷹匠の屋敷。*は主に元禄年間の記載による。
 『御府内往還其外治革図書』の誤記と思われるものは、『寛政重修諸家譜』によって補正した。

谷に鷹部屋がおかれており、都市化の進展にしたがって、北の丸より北西へと移動していったことがうかがえる(図1)。

また、幕府鷹匠個人も登場している。まず登場回数が多いのが、「山本藤右衛門殿」である。三月五日に三右衛門・武大夫が兄大鷹の治療の確認(「兄灸見分」)、同一四日も同じく治療で(「兄ノ灸御頼」)、八月九日には「兄餌打」、同一三日には薬の受取で訪れ、九月一〇日には山本が藩主を訪問する予定だったが「御持病」でとりやめている。また、七月一日には「小栗長右衛門殿・小野吉兵衛殿父子」が、九月一〇日には「小栗長右衛門殿」が福岡藩邸を訪問している。この山本・小栗・小野はいずれも家康以来の鷹匠で、小石川・小日向地域に屋敷があった(図2・3)。

山本家は、大宮新蔵人流の鷹匠で、日記に登場したのは尚盛(寛文五年継一〇〇石)である。その父盛近は大坂の両陣に従軍したのち、「御手鷹師」として將軍に仕え、將軍の命で松前に鷹を求め、また「鷹薬之書」など鷹薬に関するものを含む鷹書を編纂している。尚盛は生類憐れみ令の中で「生類方」となり、鳶・鳥の巢払いを担当し、小石川に設けられた小石川放鶴場も管理した¹¹。さらに元禄六年に寄合になり、宝永元(一七〇五)年に没している。本史料の収録時期の途中で鷹匠から外されたことになるが、若大鷹の治療のために接触したと考えられる。小野家(四〇〇石)で登場したのは次興とその父次頭と思われる。次頭は本史料の収録時期である元禄五年六月より鷹匠頭であったが、その翌年三月に没している。同じく小栗長右衛門は鷹匠頭の小栗正直(一三〇〇石余)で、福岡藩邸を訪れてから三ヶ月後の同五年一二月に没している。

なお、九月一四日の「あかけ」は「網掛(懸)」と考えられるため、前述の小石川の幕府鷹匠より網で獲った鷹を譲られたことになる。また、

図3 元禄期の元鷹匠町・小石川・小日向・牛込地域と本史料に登場する幕府鷹匠の屋敷
(「江戸図鑑綱目 坤」(元禄2(1689)年刊 石川流宣作 相模屋太兵衛板 国立国会図書館所蔵)に加筆)



九月一六日には「鷹や酒井方」が「鶴」二据を据えて福岡藩邸に来訪し、このうち一据を光之が留めおいたとある。「鷹や」は鷹を飼う小屋であるが、「鷹や酒井方」は特定できなかった。あくまでも仮説の域を出ないが、九月に幕府の御鷹が新島などで放たれていることを背景に¹²、幕府もしくは大名の鷹匠が所持している鷹の貰い手を探し、光之が取得した、という可能性も考えられよう。

このように、元禄期に江戸において藩の鷹匠が集団として幕府鷹匠と

交流していたこと、また鷹餌を供給する人物が確認できた。参勤交代によつて、江戸は各藩士同志や幕臣との交流の場となり、また江戸にさまざまな物資の需要が生まれた。詳細は不明だが、本史料にみられる鷹匠の技術的な交流や餌の購入は、こうした江戸の性格を示す事例ともいえよう。

2 江戸勤番の様相

本史料には、鷹に関すること以外にも、江戸での行動が記されている。筆者は、町人文化一辺倒の江戸表象や歪んだサラリーマン武士像を相対化する視点、および個人の検討といった視角から江戸勤番武士の日記を検討している¹³。近年、検討事例は増えたものの、一七世紀の素材は管見の限り稀少である¹⁴。本史料の記述は豊富とは言えないが、鷹以外の勤務と、私的な遊興に分けてまとめてみたい。

まず、鷹以外の勤務について、屋敷内での光之の接客（「御振舞」）や訪問の相伴と遊興（「仕舞」）をみていこう。大名・旗本家の接客としては、さきの幕府鷹匠の来訪のほか、光之の腫物の見舞いに来た「酒井下野守」（五月二一日 前橋藩主酒井忠挙 光之の娘婿）、「酒井内匠様」（前橋藩主嫡子酒井忠相 光之の孫）、「同下野様」（前出）、「同伊勢殿」（旗本 酒井忠英 光之の娘婿）、「西尾五左衛門殿」・「花房外記殿」（旗本 花房幸昌 先祖が宇喜多の家臣の際に秀吉との和睦を黒田と図って懇意となる）、「大同寺権内殿」（書院番大道寺直富 先祖が一期黒田の家臣となる）への「御振舞」（五月二九日）、老中阿部正能の使者（「安部豊後守様御上使」）（五月二七日）、本田中務殿（姫路藩主本多忠国）の来訪（六月三日）への対応がある¹⁵。酒井下野守の接客で「御次」に控えているように（五月二一日）、日記に記載されているのは、作成者もその場で控えていたからであろう。このほか、分家の直方藩常磐橋屋敷（六月三日）、佐竹右京（秋田藩主佐竹義處）への訪問（九月一六日）にも同行してい

るものと思われる。

また、江戸屋敷内では能が上演された。ただし、「仕舞」「囃子」の形態が基本である。「仕舞」は能の一部を面・装束をつけず、紋服・袴のまま素で舞う上演形態で、六月一日の「仕舞」には金剛大夫（金剛流一五代長頼）・源七（ワキ方の春藤源七か）が、同一九日には喜多十大夫（喜多家五代恒能）が訪れており、有力な能役者を招いていたことがうかがわれる。とくに喜多家は、秀吉に仕えた流派の祖七大夫が大坂落城後に浪人生活をしている間、黒田家に庇護されたという伝承が残るなど、黒田家とは関係が深かった¹⁶。後者に明示されるように、作成者をはじめとする家臣は、この略式のものをも命によって「見物」したのであるう。

「囃子」は能で謡の部分だけを謡うもので、「御囃子」と表記されるように、藩主の慰みと思われ、六月一〇日と「熊野」などを演じた六月二八日には、「御老中御振舞」として料理を下されている。八月一〇日は「御囃子」で作成者自身も囃子の「地」をつとめて同様に料理を下されている。このほか、さきの鷹匠の接客（七月一日）では、「近藤源七」（ワキ方の春藤源七か）が「玉とり」（「玉取」 現在は廃曲）と「道成寺」を語り、観世流の太鼓（「左吉太鼓」）が披露されている。

当該期は“稀代の能狂”の綱吉によって能界全体が揺さぶられた時期で、稀曲の復活、役者の幕臣への取り立て、幕府の重役への能を舞うことの強要、諸藩への波及と演能の増加が目されている。大名家史料も博搜して編まれた能楽の上演記録『能楽史年表』ではこうした幕府や諸大名家での演能の実態が明らかにされており、本史料も有力能楽師と大名家の関係や、江戸屋敷における上演の事例として位置づけることができよう¹⁷。

一方、私生活については記述が少なく、日常的な記事は公務の帰りの

入湯の記事程度で(六月三日)、基本的には遊興の記載となっている。すでに江戸に向かう途中、大坂、石清水八幡宮といった京都市中の名所、熱田明神を見物しているが、具体的な行き先にはあまり触れられていない。江戸においては、江戸城下馬先の下馬見物(二月十五日、おそらく五月十五日も)、染井見物(三月一三日)、愛宕「被遣」(三月二四日)、赤坂氷川明神祭礼見物(六月一五日)、増上寺見物(六月一六日)、新天神・船遊び(七月九日)、「横堀」から船で両国、見物ののち鍛冶橋まで船、隅田川へ浅草(七月一二日) 浅草の茶屋で料理食べる、天真寺・増正(上)寺・あたこ・陸奥守殿屋敷・神明見物(七月一五日)、上野見物・湯嶋天神見物被遣(七月一六日)、数寄屋橋見物(七月二日)、土佐操見物(八月八日)、市ヶ谷八幡宮の祭礼見物(八月一三日)、神田明神の祭礼見物(九月一五日)が記されている(図1)。

訪問先のうち、「新天神」とは寛文二(一六六二)年に太宰府天満宮の神職大鳥居信祐が建立した亀戸天神で、光之滞在中の元禄五年の春には信祐が「武蔵寺薬師堂建立」で藩邸を訪れている¹⁸。また、天真寺は福岡藩主家の菩提寺である。したがって、とくにこの二寺社は福岡藩と固有の関係があったため、訪れたと考えられる。また、数寄屋橋の見物の目的は不明である。土佐操の行き先は不明であるが、おそらく江戸四座のあった堺町・葺屋町・木挽町のうちの堺町であろう¹⁹。

このほかの訪問先は、下馬見物と仙台藩江戸屋敷は掲載されないものの、いずれも『増補江戸惣鹿子名所大全』(元禄三(一六九〇)年刊)など当時の地誌がよくとりあげる名所の定番である。眺望の名所だった愛宕山や買物先であった芝神明前、園芸の中心であった染井など、当時からこうした地を勤番武士が訪問していたということが確認できる。また、記載は遠出に限られ、さらにその中心は江戸屋敷に近い江戸の南郊であった。遠出の記事はさほど省略されていないであろうから、一七世紀段

階においても、すでに筆者が指摘してきたように、勤番武士は職務による拘束と外出制限によって、頻繁に遠出をすることはなかったと考えられる。

注目したいのは赤坂氷川明神・市ヶ谷八幡宮・神田明神の祭礼を見物していることである。とくに赤坂氷川明神と神田明神の訪問は、本祭の当日であった。筆者が検討した事例では、町人とのトラブルを避けるため、いずれも本祭の当日の見物は制限されていた。こうした点を時期の違いや藩や藩士の個性もあわせ、今後比較・検討していきたい。

註

- 1 広羽家については、福田千鶴氏執筆の「広羽元宜要録」の史料解題(『新修福岡市史』資料編近世2、福岡市、二〇一四年)に拠った。
- 2 「書状覚」(福岡市博物館所蔵広羽家文書)。
- 3 以下、光之の行動については、『黒田家譜』第三卷(文献出版、一九八三年、三二〜三八頁)を参照した。
- 4 『東京市史稿 市街篇』四九、東京都、一九六〇年。
- 5 明治期の迅速図には旧赤坂中屋敷に鴨堀が描かれており、ある時期からは、狩が行われていたと推測される。
- 6 同史料の全文については、本誌掲載の福田千鶴「近世鷹場と環境―福岡藩を事例に」の参考資料の翻刻を参照されたい。
- 7 鷹の灸治については、『新修鷹経諺解』などに記述がある(秋吉正博「新修鷹経諺解」の翻刻と解題『八洲学園大学紀要』第七号、二〇一一年)。
- 8 以下の鷹匠屋敷の記述については、渋谷葉子「文献資料の調査 江戸城北の丸の土地利用―一七世紀の東縁部を中心に―」(『千代田区江戸城跡』(東京都埋蔵文化財センター、二〇〇九年)、岩淵「一七世紀前半の低地開発と拝領者」『文京区後楽二丁目南遺跡』(東京都埋蔵文化財センター、二〇一〇年)による)。
- 9 以下、三家の履歴は『寛政重修諸家譜』による。
- 10 三保忠夫『鷹書の研究』上、和泉書院、二〇一六年、第三章第六節。

11 根崎光男「生類憐み政策下における放鷹制度の変容過程」『人間環境論集』一、二〇〇〇年。

12 前掲根崎論文。

13 岩淵「八戸藩江戸勤番武士の日常生活と行動」『国立歴史民俗博物館研究報告』一三八、二〇〇七年)、同「江戸勤番武士が見た「江戸」―異文化表象の視点から」『同前』一四〇、二〇〇八年)、同「庄内藩江戸勤番武士の行動と表象」『同前』一五五、二〇一〇年)、同「白杵藩勤番武士の江戸における行動」『同前』一九九、二〇一五年)、同「江戸勤番武士がみた「江戸」と国元」『歴史評論』七九〇、二〇一六年)。

14 こうした中で、天和期の津軽藩士添田儀左衛門の日記の翻刻は貴重である(浪川健治編『近世武士の生活と意識』岩田書院、二〇〇四年)。

15 黒田家との関係については、「光之様御一族之事 長清様御一族并小笠原家立花家」(福岡県立図書館所蔵)による。

16 表章『喜多流の成立と展開』平凡社、一九九四年。

17 鈴木正人『能楽史年表』近世編中巻、東京堂出版、二〇〇九年。

18 前註3『黒田家譜』第三巻。

19 元禄二年刊『江戸図鑑綱目 乾』と元禄十年刊『国華万葉記』の記述による。武井協三氏の御教示によった。

〔付記〕史料翻刻については、宮野弘樹氏(福岡市博物館)にご提供いただいた翻刻案をもとに、福田千鶴氏のご協力を得ながら校合をすすめた。また、解題執筆にあたり、福田氏および武井協三氏よりご教示を得た。三氏に感謝申し上げます。

〔謝辞〕本研究は、JSPS 科研費 16H01946 の研究助成をうけたものです。

二、翻刻

*福岡藩士については、『福岡藩分限帳集成』(海鳥社、一九九九年)所収の「寛文官録」・「福岡元禄分限帳」・「宝永中第簿」・「分限帳」(享保分限帳)で判明した石高を○で記した。

(表紙)

元禄五歳江戸一巻覚書

一、御国元申ノ五年正月九日ニ罷立、青柳迄参、同十日 殿様福岡方御発足、青柳方御供仕り、同日底井野御着玉簾据参ル

一、同十五日、黒崎方御乗船、同所方金大夫方之赤座鶴文五郎据参ル、武大夫・小右衛門受取、一羽丸と申船ニ乗ル、折々御座船ニ乗、御舟中ノ様子御見せ被成

一、同廿二日、大坂参同四つ半時同日大坂見物被仰下、(御鷹方二五〇石)杉原惣右衛門・原藤三郎・尾上新兵衛・粟生三郎右衛門・木山六右衛門・徳永武大夫・小右衛門参ル、同所付衆案内仕ル

一、同廿三日、同所見物、昼時分右之衆中同道仕ル

一、同廿四日、朝七つ半時分、同所立、平方通、武大夫・小右衛門赤座据参ル、岩清水八幡宮参ル、同日七つ時分伏見付

一、同廿五日、逗留、殿様夜ニ入御着被遊、御腫物故一日大坂御逗留ナル

一、同廿六日、四つ時分方京都見物ニ被遣、右之衆中同道

一、同廿七日、伏見御立被成、草津御宿、惣右衛門殿奉り、餅拝領仕ル

一、同廿八日、坂ノ下御とまり、御先へ参ル

一、同廿九日、石薬師御宿、御先参ル

一、同卅日、桑名御泊り、夜ル九つ半過舟渡シ乗、朝六つ半時分宮へ付、

同所熱田明神参ル、耆人自分

一、二月朔日、四つ時分、鳴海着、殿様九つ時御着被遊、成瀬隼人正

様御振舞、赤座御鶴被進、武大夫据出ル

一、同二日、ごゆ御宿、御先へ参ル

一、同三日、荒江御宿、御先へ参ル

一、同四日、袋井御宿、御先へ参ル、同日之夜ル金大夫殿奉る、武大夫・

小右衛門昨日方御供可仕旨御組外衆同前ニ御供仕ル

一、同五日、御供、大井川水腰払、其晩藤枝ノ御宿り

一、同六日、江尻御宿、御先へ参ル

一、同七日、吉原御宿、ぬまつ方箱根迄御供

一、同八日、箱根御宿、同所方小田原迄御供

一、同九日、藤沢御宿、御先へ参ル

一、同十日、川崎御宿、御供

一、同十一日、江戸御着、終日御供参ル、文左衛門・矢成文大夫方にて

料理給、兩人ハ去年十月方詰罷有候

一、同十二日、同十三日、御下ノ御座敷御坪御見せ被成、惣右衛門殿奉

り三郎右衛門・六右衛門同道仕ル、同十四日・同十五日御城之下馬見

物ニ被遣、尾上角右衛門・同新兵衛・惣右衛門・原藤三郎参ル、同

十六日

一、同十七日・同十八日・同十九日・同廿日

一、同廿一日、小石川へ文大夫同道にて参ル

一、同廿二日・同廿三日、小石川へ参ル、武大夫同道

一、同廿三日(抹消)、同廿四日・同廿五日、文左衛門・文大夫江戸罷立、

若大鷹・兄若鷹召連

一、同廿六日・同廿七日・同廿八日・同廿九日・同

一、三月朔日、小田原方病氣之由文左衛門方申来ルニ付、武大夫召連

朝七つ時分江戸着仕ル、同二日・同三日・同四日

一、同五日朝、山本藤右衛門殿へ参ル、三右衛門・武大夫参ル、右兄灸

見分、夕右之兄武大夫同道取ニ参ル、雨降夜ル五つ時着

一、同六日・同十三日、染飯見物ニ被遣、齋村正五郎・原藤十郎・尾上

新兵衛・藤田林甫・小右衛門八つ過帰ル

一、同「一日朝六つ前、小石川・山本藤右衛門殿」
「過罷帰、兄ノ灸

御頼」
「三月廿四日餌作真板耆つ受取、武大夫・小右衛門判仕ル

△一、銀参百目武大夫・小右衛門切紙ニ而受取、三月廿七日ニ判仕、重

而餌算用之時分拙者共切紙差戻申候

一、三月廿四日、愛宕へ被遣、三右衛門・六右衛門・三宅弥助・小右衛

門八つ過参、七つ半過罷帰ル

一、同廿八日、奥ノ馬場ニおゐて走御覽被成、杉原惣右衛門・原藤十郎・

栗生三郎右衛門・小右衛門・御加籠ノ者耆人

一、同廿九日、横折物其外之者払相済也

一、同卅日、四月分御扶持方三拾四匁七分九厘受取○道中大坂逗留分六

匁四分三リン受取、二月分日継廿匁匁分受取、米四斗三升二合、同

十一日御着方

一、三月分米七斗式升代三拾五匁三分式毛受取 一、四月三日鶉ノ代武

太方へ遣ヌ

一、杉指板二板、武大夫・小右衛門切紙ニ而四月八日受取、同十一日御

下屋敷へ団十兵衛同道にて参ル、郭公・鶯聞可申由

一、同廿五日、五月分御扶持方受取三拾二匁七分

一、同廿八日、五月十四日昼、鈴木安休見可申旨惣右衛門殿奉り、同日夕飯高取宗の方二而一
〔宮田惣大夫・

伴川加右衛門〔兼加右衛門か、二〇〇五〕「同十五日御門」
〔見物可仕旨

「・三右衛門・惣右衛門」
同十九日鮑ノ御料理
「惣右衛門殿奉る

〔上部横向後筆〕「六月分御扶持方三拾■匁四分一り」
同廿一日、酒井下野「御見舞被成候而、御次へ罷置見可申旨惣右衛門殿奉り

一、同廿六日、御腫物御快気、御老中御回り被成
一、同廿七日、安部豊後守様御上使御出、御門ニ参見ル、同廿八日御登城被遊

〔行間に挿入〕六月朔日、金剛大夫・源七参ル、仕舞仕ル
一、同廿九日、酒井内匠様・同下野様・同伊勢殿・西尾五左衛門殿・花房外記殿・大同寺権内殿御振舞被成御次ニ而見ル

一、同廿九日朝、八左衛門・久大夫・十郎兵衛・五郎左衛門・金大夫御相伴被仰付候、晚口
一、同三日、出番所へ参ル、本田中務殿御出被成、同五日常磐橋御屋敷へ参ル、御成橋久保町へ参、湯ニ入帰ル

一、同六日八つ半過、御館へ罷出ル
一、同七日 同十日、水上又兵衛手前〔同日〕抹消御囃子有之、御老中御振舞罷出、御長屋にて出来相料理振舞相伴、甚内・伝五郎・本五郎・五兵衛御国本方御飛脚ニ参、明日御帰シ被成候

同十五日、氷川明神御祭礼、見物ニ被遣、杉原惣右衛門・藤十郎・三郎右衛門・六右衛門・甚介・左兵衛・喜平太・武大夫・小右衛門

同十六日、増上寺見物被遣、惣右衛門・三郎右衛門・六右衛門・武大夫・

小右衛門、同十九日、喜多十大夫しまひ〔抹消「被仰付候て」〕仕候付、見物被仰付ル

一、同廿八日、御囃子被仰付、大 千九郎、小 次兵衛、地 惣右衛門・三郎右衛門・伝十郎・中村三右衛門〔二〇〇五右〕・三郎右衛門・六右衛門・右衛門、右にて老中御振舞
〔料理被下、熊野・熱〔田明神カ〕〕

一、同廿九日、田町「参ル朝六」
一、七月三日、御扶持「七斗二升代三拾五匁四分受取」
一、同九日、新天神被遣、惣右衛門・三右衛門・源八・藤十郎・三郎右衛門・武大夫・小右衛門、横堀方船ニ乗、両国へ出、船遊見物、夫方梶橋まで船にて参ル

一、同十二日、隅田川へ被遣、小右衛門・十郎兵衛・長助・九介、無縁寺前迄御納戸衆同道、夫方御傍筒衆鮎川善七方案内にて土戸通り隅田川へ参、夫方渡しにて浅草へ参ル、茶やにて料理給七つ半前帰ル

△一、同十一日、小栗長右衛門殿・小野吉兵衛殿父子御振舞被成、近藤源七玉とり・道成寺語、左吉太鼓一ノ仕ル、同十五日天真寺・増正寺・あたこ・陸奥守殿屋敷・神明見物、右之衆中同道、同十六日上野見物・湯嶋天神見物被遣、右之衆中同道、同廿一日数寄屋橋見物

ニ参ル、三郎右衛門・伝五郎同道
一、八月八日、土佐操見物被遣、右之衆中同道
一、同十日■まけ御料里被下、御はやし地罷出ル

一、同九日、兄餌打山本藤右衛門殿へ参ル、御菓御調合「参ル」
一、同十三日、山本殿「菓受取夜ル」
〔上部横向後筆〕「〇一谷ノ八幡祭礼見物」

一、同廿二日朝六「毛刈之前」
〔登城故罷帰、晚七〕
〔御菓受取五つ時罷帰

一、九月朔日、御鷹餌算仕ル、切紙書様ノ事、御鷹餌鳥相調代銀受取申事

合小鳥何程 何月朔日方同廿九日迄 何鷹老据餌也「」

代銀何程 但老奴ニ付六つ宛

右之餌鳥田尻武兵衛方直段吟味候上以買立、毎日御鷹ニ飼申候間、代銀相渡り候様ニ御証拠被成可被下候、尤拙者共重而払無御座候、已上

元禄五年九月朔日

小右衛門
武大夫

右之小鳥直段吟味仕相違無御座候、已上

同年同日

田尻武兵衛 判

四郎右衛門殿

十左衛門殿

市大夫殿

右ノ衆中判取、金大夫殿裏判、曾我部与兵衛・牛尾与右衛門方銀子受取

一、前金之受取様当時切紙以金子受取申事

金何程

右ハ餌算用仕此紙差戻し可申候、以上

一人判

「」
「」

一、同十日、山本藤右衛門「」 小栗長右衛門殿御出「」へも御出

可被成候間、朝七つ時参ル、藤右衛門殿御持病故御出不被成

一、同十五日、御案内へ参ル、八つ時六夕前帰ル、かん田ノ祭見物仕ル

△一、同十六日、鷹や酒井方方鶴ニ据参内老据御留被成、同十四日日光

兄鳥や出申付、其内より拙者据立ル、一同廿四日ノ夜、佐竹右京方御振舞、夜ル五つ半時兄鶴御覽被成、武大夫・小右衛門居罷出ル、同日

拜借五拾四匁、尾上角右衛門殿仕配銀四拾四匁受取申候

一、兄九月十四日御とや出ル、同廿六日昼居仕ル、夕餌御渡シ被成

一、あかけ(糺)同十三日小石川方参ル、同十四日方夜すへいたし、同廿六日

二昼すへ仕ル、朝晩共ニ御渡し被成